

答申第 505 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 9月14日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「請求者の個人情報開示及び行政文書公開請求に係る市政情報室の引き継ぎに係る全ての文書等（平成〇年〇月〇日、同室〇〇主査から「権利の乱用」及び「訴訟（裁判）」という発言があったため、何らかの引き継ぎ書等の存在があるはずである。）（閲覧は原本）（主査業務）」（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年 9月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、請求に係る保有個人情報を作成しておらず文書不存在であることを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年11月4日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を全て特定して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「権利の濫用」という極めて例外的な言葉が出ること、さらに、「訴訟（裁判）」を意識した実施機関の隠蔽に伴う故意的な開示文書特定の幫助の実態から、名古屋市において、そのような引継ぎがされていることは明ら

かであり、当該文書は存在するはずである。

- (2) 当時の実施機関の職員の不正を、組織ぐるみで隠蔽しようとしているのではないか。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 市政情報室の担当主査が行う業務において、特定の個人に関する引継ぎは行われておらず、また、異議申立人の個人情報開示請求及び行政文書公開請求に関する引継ぎも行われなかった。
- 2 したがって、請求に係る保有個人情報を作成されていないため、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は存在しない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたもので

あることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 事務の引継ぎについて

職員が部署を異動する際、異動先の前任者から当該異動先における業務の内容等について説明・助言を受けることがあり、当該説明・助言を指して「引継ぎ」と呼ばれることがある。

この引継ぎについて、引継ぎのための文書（以下「引継書」という。）を作成するかどうかを含め、その方法を規定した定めはない。

4 本件請求文書の存否

(1) 一般に、業務の引継ぎの際に引継書が作成されることは、十分想定されるところである。しかしながら、上記 3のとおり、引継書を作成するか否かは実施機関の裁量に委ねられているところであり、また本件において、引継書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(2) なお、実施機関に確認したところ、次の回答が得られた。

ア 本件開示請求において対象となっている主査（以下「本件主査」という。）は、実際に、当時前任者からの引き継ぎを受けていない。

イ また、請求当時、本件主査は個人情報開示請求等に係る不服申立てを担当しておらず、個人情報開示請求等についても、受付窓口で発生した事柄に対処が必要な場合などに、対応する主事から随時口頭で説明を受けていた程度であり、個別の請求に関する引継ぎを文書で受けておらず、権利の濫用等の発言は、異議申立人とのやりとりの中で、もっぱら自身の考えとして発言した。

(3) 以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報を作成していないとする実施機関の主張が不合理であるとまでは言えない。

(4) 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年12月 2日	諮問書の受理
12月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成28年 1月12日	実施機関の弁明意見書を受理
1月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月16日	異議申立人の反論意見書を受理
令和 3年 6月25日 (第273回審議会)	調査審議
7月30日 (第274回審議会)	調査審議
8月27日 (第275回審議会)	調査審議
9月24日 (第276回審議会)	調査審議
10月22日 (第277回審議会)	不服申立人の意見を聴取 調査審議
11月26日 (第278回審議会)	調査審議
12月 7日	答申